

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

原議保存期間	20年（令和29年3月31日まで）
有効期間	一種（令和29年3月31日まで）

警察庁丁交指発第111号
警察庁丁交企発第137号
令和8年6月24日
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通企画課長

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項について（通達）

本年2月16日、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和8年国土交通省令第9号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布され、同日施行された。

これに伴い、改正省令による改正後の道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下同じ。）第58条の3第1項の規定に基づき、アメリカ合衆国において製作された自動車のうち一定の条件を満たして国土交通大臣の認定を受けたもの（以下「認定米国車」という。）については、道路運送車両の保安基準第2章の規定及びこれに基づく告示（以下「保安基準」という。）のうち国土交通大臣が当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなされることとなった。

したがって、認定米国車に該当する疑いがある車両を、道路交通法（昭和35年法律第105号）第62条に規定する整備不良車両（以下単に「整備不良車両」という。）として交通指導取締りの対象とする際には、特に慎重な判断を要することとなるため、当該交通指導取締りの実施に当たっては、下記の留意事項に沿って、遺漏のないように対応されたい。

なお、この通達については、国土交通省と協議済みである。

記

1 認定米国車の該当性判断について

改正省令による改正後の道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第54条の2第1項の規定により、認定米国車の車体の後面には規則第19号様式の2で示された標識が表示されることとされているほか、規則第35条の3第1項第22号ハの規定により、自動車検査証にも認定米国車である旨が記載されることとされている。

このため、整備不良車両に係る交通指導取締りに当たっては、前記標識の表示の有無及び自動車検査証の記載内容を確認し、当該車両が認定米国車であるか否かを判別すること。

なお、前記標識が表示されておらず、自動車検査証も備え付けていない車両については、関係法令の規定に違反した認定米国車である可能性が排除できない

め、別途通知する「認定米国車一覧表」に照らして当該車両が認定米国車に該当する疑いがある場合には、発生地を管轄する各都道府県運輸支局検査・整備・保安部門（兵庫県にあつては兵庫陸運部検査・整備・保安部門、沖縄県にあつては陸運事務所検査・整備・保安部門。以下「運輸支局等」という。）に対する照会等を通じてその該当性を確認すること。

2 整備不良車両の該当性判断について

改正省令による改正後の道路運送車両の保安基準第58条の3第1項の規定に基づき、特例措置が講じられている保安基準に係る装置については、整備不良として扱うことができない。

この点、認定米国車の運行を行う場合には、同条第2項の規定に基づく条件として、国土交通大臣が発行する認定書の写しの携行が原則的に義務付けられるため、認定米国車を整備不良車両として交通指導取締りの対象とする場合には、当該写しの確認又は運輸支局等に対する照会を通じて、当該認定米国車に関して特例措置が講じられている保安基準を具体的に把握し、整備不良車両と判断する根拠となる保安基準が当該特例措置の対象に含まれていないことを確認すること。

なお、特例措置が講じられている保安基準に係る装置については、仮に認定後に不正な改造等が施されていたとしても、整備不良として扱うことはできないが、不正な改造等が施された認定米国車については、同条第3項第2号又は第3号の規定に基づき、認定取消しの対象となることから、不正な改造等が施された認定米国車を認知した際には、警察庁交通局交通指導課取締指導係まで速やかに報告した上で、運輸支局等へ情報提供されたい。